



プロミネントリサーチフェロー制度の創設について (Tohoku University Prominent Research Fellow)

目的

本学の助教のうち、**新領域を切り開く独創的な研究に挑戦するもの**に**プロミネントリサーチフェローの称号を付与**し、優秀な若手研究者のプレゼンスの向上を図るとともに、独立した研究環境の整備を進め、本学における教育研究の一層の推進及び社会への貢献に資することを目的とする。

資格

本学の助教のうち以下の全てを満たす者

1. 推薦時の年度の4月1日において博士の学位取得から15年以内の者（ただし、医学、歯学、獣医学分野については、博士の学位取得後に臨床研修を修了した者にあつては、17年以内の者）
2. 次に掲げる要件を満たす独立した研究環境を有する者
 - ① 自己の研究に係る論文について責任著者の立場にあること。
 - ② 大学院生等の指導に責任を持つこと又は責任を持つ立場にあること。
 - ③ 単独で研究していること又は研究グループの責任者であること。
 - ④ 自ら管理責任を有する独立した研究を行うために必要な研究設備又は研究室等があること。
3. 妊娠、出産及び育児により研究に専念できない期間があつた者については、上記1.の期間の「15年」を「20年」、「17年」を「22年」と読み替える。
4. 介護等により研究に専念できない期間があつた者については年数の要件をその期間（2年までに限る。）に応じて引き上げる。

称号付与までの流れ

候補者の推薦

推薦者：部局等の長、
総長、理事・副学長

審査委員会における審査

委員：総長が指名する
理事・副学長 若干人

決定

審査結果の総長への申出
に基づき、総長が決定

称号付与

プロミネントリサーチフェロー
(3年間) ※再付与可